

国交省の低騒音型発電機 北越の2型式を追加指定

国土交通省では、平成28年12月27日付けで、「低騒音型建設機械」として、新たに59型式の追加指定を行い、同日付けで告示した。今回の指定により、低騒音型建設機械は、累計では5,950型式となった。

そのうち、発動発電機は、北越工業株式会社から申請のあった2型式であった。今回指定分を加えて、累計では935型式となった。

なお、今回は低振動型建設機械の申請はなかった。累計では前回までの指定分の27型式と変わらず。

国土交通省では、建設工事に伴う騒音・振動対

策として、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を「低騒音型建設機械・低振動型建設機械」として、それぞれの型式指定を行っている。平成9年から実施している。

公共工事の建設現場において、低騒音型建設機械・低振動型建設機械の使用を義務づけており、それにより、建設工事の現場周辺的生活環境の保全と建設工事の円滑な施工を図ることを目的としている。

問合せ先：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室
(☎03-5253-8271) 大槻氏、勝田氏

◆低騒音型発動発電機および排出ガス対策発動発電機◆

申請者名	型式	定格容量	適用
北越工業株式会社	SDG220L-5B1	220kVA	超低騒音型
北越工業株式会社	SDG300L-5B1	300kVA	低騒音型



排出ガス対策型も 同じ2型式を指定

国土交通省では、平成28年12月27日付けで、第3次基準値に適合した「排出ガス対策型建設機械」として、新たに10型式の追加指定を行い、同日付けで告示した。今回指定分を加えて、累計では652型式となった。

そのうち、発動発電機は、北越工業株式会社から申請のあった2型式であった。今回指定分を加えて、累計では195型式となった。

「第3次排出ガス対策型建設機械」の型式指定は、平成18年4月より施行されている。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」）にあわせて、オフロード法の規制対象外となる可搬式建設機械（発動発

電機等）や、エンジン出力が19kW未満の建設機械についても、オフロード法と同等の排出ガス対策を進める必要があることから、第3次基準値が策定された。

第3次基準値をクリアしたものを第3次排出ガス対策型建設機械として型式指定を実施している。

公共工事の建設現場において、型式指定を受けた一般工事中用建設機械とトンネル工事中用建設機械の使用を義務づけている。それにより、その普及促進に努めている。

国土交通省では、建設現場の作業環境の改善と機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、3か月毎に「排出ガス対策型建設機械」の型式指定を行っている。

問合せ先：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室
(☎03-5253-8271) 大槻氏、勝田氏